

「臨時休業中の屋外での運動」について

本校では、臨時休業中の生活の仕方としてコロナウィルスの感染拡大を防ぐために、生徒に不要不急の外出を避けて自宅で過ごすよう指導しています。しかし、休業が長期間になると、ずっと屋内にいるためにストレスを溜めたり、健康を害したりしないか心配しています。

文部科学省では、3月11日に「**児童生徒の健康保持の観点から、児童生徒の運動不足やストレスを解消するために行う運動の機会を確保することも大切であると考えており、安全な環境の下に行われる日常的な運動（ジョギング、散歩、縄跳びなど）を本人及び家庭の判断において行うことまで一律に否定するものではありません。**」という新たな見解をWebページなどで表明しています。これを受け、屋外での活動においては、次の3点に留意していただいた上で、各御家庭で判断をお願いいたします。

- ① 軽い風邪症状（のどの痛みだけ、咳だけ、発熱だけなど）でも外出を控えること。
- ② 複数人で集まって、人が密集する運動とならないようにすること。
- ③ 規模の大小に関わらず、風通しの悪い空間で人と人が至近距離で会話する場所やイベントに行かないこと。
- ④ 外から帰宅したときには、必ず手洗いやうがいをすること。

これらの点に留意して、感染にはくれぐれも気を付けて活動し、心身共に元気でいられるよう御配慮ください。なお、今後も本校の教職員は、定期的に巡視等を行い、生徒の安全を見守っていきます。